

令和2年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第34号 資料	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について	
◆新旧対照表	-----	1
議案第35号 資料	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について	
◆新旧対照表	-----	3

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和32年上尾市教育委員会規則第4号）

改正案	現 行
<p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(出校時刻及び退校時刻の記録)</u></p> <p><u>第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</u></p> <p><u>2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。</u></p> <p>第8条 略</p> <p><u>(退校)</u></p> <p>第9条 職員は、<u>退校しよう</u> とするときは、その所管する施設、設備、文書その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これからの保全管理の措置を十分に講じておかななければならない。</p> <p>第10条～第22条 略</p> <p><u>(退職願)</u></p> <p><u>第23条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、第12号様式による退職願を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>第24条、第25条、第26条 (略)</p> <p>第1号様式（第4条関係）～第11号様式（第22条関係） (略)</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8条 略</p> <p><u>(退出)</u></p> <p>第9条 職員は、<u>学校を退出しよう</u> とするときは、その所管する施設、設備、文書その他の物品、金銭等を遺漏なく収置し、これからの保全管理の措置を十分に講じておかななければならない。</p> <p>第10条～第22条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第23条、第24条、第25条 (略)</p> <p>第1号様式（第4条関係）～第11号様式（第22条関係） (略)</p>

改正案

現行

第12号様式(第23条関係)

(新設)

第12号様式(第23条関係)

退 職 願
年 月 日
埼玉県教育委員会 様
学校名 職名 氏 名 印
私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいので、承認をお願いします。
記
理由 (国、他の地方公共団体等へ引き継ぎ勤務する場合は、勤務先を必ず明記する。)

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）

改正案	現行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、市立学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（<u>附則第1条の3第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。</u>）における当該学校医等の医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第13条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて別表に定める額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万6,950円</u>を超えるときは、<u>16万6,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要す</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、市立学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における</p> <p>_____当該学校医等の医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第13条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて別表に定める額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万5,150円</u>を超えるときは、<u>16万5,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要す</p>

改正案	現行
<p>る費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万2,990円</u>以下であるときに限る。) <u>7万2,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>8万3,480円</u>を超えるときは、<u>8万3,480円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>3万6,500円</u>以下であるときに限る。) <u>3万6,500円</u></p>	<p>る費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万790円</u>以下であるときに限る。) <u>7万790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>8万2,580円</u>を超えるときは、<u>8万2,580円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>3万5,400円</u>以下であるときに限る。) <u>3万5,400円</u></p>
<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>	<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>
<p>第1条の3 (略)</p>	<p>第1条の3 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額(当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、<u>事故発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</u>)の合計額が当該障害</p>	<p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額(当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、<u>100分の5</u>に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額)の合計額が当該障害</p>

改正案

現行

補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 (略)

7 (略)

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

略						
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6</u> 円	<u>8</u> 円	<u>9</u> 円	1 円	1 円	1 円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5</u> 円	<u>6</u> 円	<u>6</u> 円	8 円	8 円	9 円

略						
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6</u> 円	<u>7</u> 円	<u>9</u> 円	1 円	1 円	1 円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5</u> 円	<u>6</u> 円	<u>6</u> 円	8 円	8 円	9 円

4 前2項に該当しない者については、公立学校

4 前2号に該当しない者については、公立学校

改正案	現行
<p>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号。以下「政令」という。）別表備考第 4 号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより<u>前 2 項</u>に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及び政令別表備考第 4 号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>	<p>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号。以下「政令」という。）別表備考第 4 号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより<u>前 2 号</u>に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及び政令別表備考第 4 号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>

【 白紙 】